

平成20年10月21日

各位

日 本 証 券 業 協 会
証券決済制度改革推進センター

実務界としての株券電子化実施合意についてのお知らせ

株券電子化制度については、2004年（平成16年）6月に法律が公布され、上場会社の株券は、2009年（平成21年）6月までの政令で定める日を施行日とすることとされていますが、株券電子化制度への移行を円滑に進めるためには共通の日程観（マイルストーン）の下で、各関係者が歩調を合わせ準備を進めることが重要であるとの見地から、平成18年5月24日開催の「証券受渡・決済制度改革懇談会」におきまして、「実務界としての株券電子化実施目標日を2009年（平成21年）1月とする」ことで合意いたしました。

以後、実務界では、これを目標に各関係者が準備を進めるとともに、「証券受渡・決済制度改革懇談会」やその下にある「証券決済制度改革推進会議」、「株券電子化移行ワーキング・グループ」を通じて、意見交換や準備状況の確認を行ってきたところです。

本日の懇談会におきましては、各関係者において現在までの準備状況及び今後の対応等について報告がありました（概要は別紙）。当該報告について検討の結果、本懇談会では、目標通り2009年（平成21年）1月から実施することで支障がないこと及び1月5日を目標日とすることを確認いたしました。

実務界としては、今後、株券電子化実施までの残りの期間、万全を期し、株券電子化の確実な実施に向けて全力で取り組みます。

当推進センターとしても、株券電子化への円滑な移行が行われるよう周知・啓発活動に鋭意取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。なお、当推進センターでは、フリーダイヤルによる株券電子化コールセンター（0120-77-0915）を設置し、広くご質問、ご相談に応じております。

以 上

（＊）証券受渡・決済制度改革懇談会（座長：前田 庸 学習院大学名誉教授）は、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、1999年（平成11年）7月、業界横断的に関係者がメンバーとなって設置されたプロジェクト機関です。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター

（証券受渡・決済制度改革懇談会事務局）

電話：03-5649-3980

株券電子化の準備状況及び今後の対応(概要)

平成 20 年 10 月 21 日

証券決済制度改革推進センター

テーマ	準備状況	今後の対応
全体の状況	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 16 年 6 月の法律公布を受け、「証券受渡・決済制度改革懇談会」（以下「懇談会」という）では、「証券決済制度改革推進会議」の下に、「株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキンググループ」を設置し、①新制度移行に係るマイルストーンの共有化（進捗状況、一斉移行に係る日程観を共有）、②新制度移行に向けた周知・啓蒙、に係る検討・取組みに着手した。同ワーキング・推進会議での検討結果を踏まえ、平成 18 年 5 月の懇談会において、実務界としての株券電子化実施目標日を平成 21 年 1 月とすることを合意した。 • 一方、証券保管振替機構においては、平成 17 年 4 月に「株券電子化小委員会」を設置、振替機関における基本スキームの策定や現行制度から新制度への移行に係る実務や手順について検討を開始し、平成 18 年 3 月に「株券等の電子化に係る制度要綱」を取りまとめ、公表した。更に、振替制度のシステム構築のため、同年 5 月に「システム概説書」、同年 10 月に「システム接続仕様書」を策定し、公表した。 • こうした基本的事項の整理を受け、システム整備については、振替機関や各口座管理機関における開発作業が本格化し、開発段階を終了して、現在、テスト実施段階となっている。また、株券電子化後の実務については、上 	

テーマ	準備状況	今後の対応
	<p>記の「株券電子化小委員会」や各検討体の内部機関において諸課題の整理に取組み、現在、口座管理機関間の細部の事務処理手順など一部を除き、準備作業をほぼ完了、残された事項についても、年内に完了する見込みとなっている。</p> <p>この間、周知啓発活動については、懇談会において平成 18 年 5 月に策定した「株券電子化に向けた周知・啓発活動計画」に沿って、証券決済制度改革推進センターをはじめ各関係先が連携しつつ周知啓発活動を進めており、証券保管振替機構への預託も進展している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要テーマ毎の最近の準備状況及び今後の対応については以下のとおりとなっている。 	
システム整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券保管振替機構においては、平成 20 年 1 月「総合テスト実施要領（全面稼働編）」を公表し、現在、同要領に沿って口座管理機関等との間で業務確認テストを実施中である。同テストは、本年 11 月までに 8 回予定されているが、これまで 6 回を終了し、現在のところ特に問題は生じていない。 ・ なお、証券保管振替機構の加入者情報システムは 9 月より順調に本番稼働しており、10 月 27 日以降に到来する権利確定日等から、新しい総株主通知の仕組みによる実質株主通知を行うこととなっている。 ・ 一方、口座管理機関等のシステム整備状況については、銀行、株主名簿管理人、証券会社とも開発を終え、上記証券保管振替機構のテストに参加している。 ・ 証券会社については、日本証券業協会において、金融庁及び証券保管振替機構と連携を取り、証券保管振替機構とのテスト結果、今後の対応計画及びデータ 	<p>→11 月に残り 2 回の業務確認テスト及び移行リハーサルを実施する予定である。</p> <p>→日本証券業協会では、引き続き、証券会社に対し、点検・確認作業を行い、問題があれば対応する。</p>

テーマ	準備状況	今後の対応
	<p>移行への準備等について各社に点検を要請するとともに確認を行っているが、現在のところ特に問題が生じている証券会社はない。</p>	
<p>株券電子化前後の実務</p> <p>①業務規程等の作成</p> <p>②法令上の手当てに関する検討</p> <p>③電子化前後における株式等の振替実務等の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券保管振替機構においては平成 20 年 8 月「業務規程」、「業務処理要領」を作成・公表し、所要の整備を完了した。 ・ 日本証券業協会では、平成 17 年 7 月、「株券電子化の推進及び円滑な移行等に関するワーキンググループ」を設置した。同ワーキンググループでは、振替法の政省令に関して実務的観点から検討を行い、外国人保有制限銘柄に関する事項や特別口座の名義書換失念に関する事項等について要望事項を取りまとめ、当局及び関係業界との間で協議・調整を行った。 ・ 日本証券業協会では、本年 5 月、「株式等の振替実務に関する検討会」（関係団体・機関等の実務者で構成）を設置し、10 月、口座管理機関間における一般振替や株式担保の振替の実務について「株券等電子化の下での振替実務に関する基本的考え方」を取りまとめるとともに、証券会社の実務者向けの説明会を開催した。 ・ 東京株式懇話会では 8 月に所在不明株主の株式売却事務指針、株式配当金支払事務取扱要領等の改正案を取りまとめ、各地株式懇話会の意見を募集中である。 	<p>→また、振替以外の実務では、単元未満株式の買取・買増し請求等の各種届出書の雛形について関係各機関と調整のうえ、当該届出等に関する実務フローと合わせて、10 月以降、順次証券会社に通知を行うとともに、証券会社の実務者向けの説明会を開催する。</p> <p>→本年 12 月の全国株式懇話会理事会で正式決定のうえ、各社に通知する予定である。</p> <p>→上記内容については、日本証券業協会において順次証券会社に通知、周知徹底を図る。</p>

テーマ	準備状況	今後の対応
④約款モデルの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国銀行協会では、株券電子化にかかる株式担保の実務対応について平成 17 年度より、株券電子化担保実務検討部会および証券決済制度検討部会を設置して移行対応と新制度後の担保実務の観点から検討を行い、会員向けに平成 19 年 4 月「株式電子化に係る想定事務フロー」、「株券電子化に係る株式担保の移行対応（Q&A）」等を策定するとともに、公表した。 ・ 株券電子化実施前に解消する必要がある端株の処理については、東京証券取引所や証券保管振替機構による端株発行会社への定期的なヒアリングを通じた対応進捗状況の確認により、端株制度採用会社の対応が進んでいる。 ・ 日本証券業協会では、株券電子化後の新約款協会モデル及びリーフレットを策定中である。 	<p>→本年 10 月、日本証券業協会実務者検討会の検討結果を踏まえ、「株式電子化に係る想定事務フロー」を改訂する予定である。</p> <p>→全国銀行協会では、株式担保取引を行っている会員銀行において、本年 10 月中には移行対応としての預託手続を概ね終える見通しである。</p> <p>→10 月中に証券会社に通知、周知徹底を図る。</p>
周知啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券決済制度改革推進センターでは、証券保管振替機構や東京証券取引所等の関係者の協力により、法律公布後、「株券電子化Q&A」やパンフレットを作成し金融機関等へ配布するなど周知広報活動に取り組んできたが、平成 18 年からは「株券電子化に向けた周知・啓発活動計画」を踏まえ、個人・法人のタンス株の預託促進などを主要なターゲットに掲げて周知啓発活動を推進した。 ・ 平成 18 年 6 月からは、上場会社や株主名簿管理人の協力を得て株主宛リーフレットを作成、株主宛諸通知へ同封することにより株主への直接周知を行うこととした。同リーフレットは、版を重ねて、これまでに累計約 1 億 56 百万枚以上を配布している。また、株券電子化周知のポスターを作成して金融機関や 	<p>→残る期間個人タンス株主への万全の周知を図るため、株主宛のリーフレットを改訂し、年末にかけて上場会社の株主宛諸通知に同封してもらう予定である。</p>

テーマ	準備状況	今後の対応
	<p>公共施設等へ配布するとともに、タンス株調査結果の公表に合わせ新聞等に広告を掲載した。</p> <p>この間、証券保管振替機構においては、テレビ・新聞等のマスメディアを軸に周知広報を推進したほか、各証券会社においても、積極的に広報活動を展開した。</p> <p>これらの取り組みにより、上場株式の証券保管振替機構への預託は順調に増加、平成20年9月末時点では上場株券の預託率は9割弱となり、非預託のうち不所持分を除くと実質9割超が預託されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式担保については、全国銀行協会において会員銀行向けに前述の移行Q&Aや事務フローに関し、適宜説明会を開催している（平成19年4月及び平成20年2月）ほか、全国銀行協会担当者により信用金庫や信用組合の協会において説明会を実施した（平成19年5月及び平成20年3月）。また、証券決済制度改革推進センター、商工会議所と共催で、各地で説明会を開催し、株式担保に関する留意点などを説明した（平成20年2月中）。このほか、一般向けの説明資料として、平成19年10月「株券の電子化に係る株式担保取引Q&A」を策定、公表した。この結果、株式担保に関する対応も進んでいる。 	<p>→電子化実施前後の移行を円滑に進めるため、証券決済制度改革推進センターでは、日本証券業協会、証券保管振替機構及び東京証券取引所が協力し、新聞、その他のマスメディアを利用した広報活動を実施する計画である。</p> <p>→一般投資家等からの質問・相談にきめ細かく対応するため、証券決済制度改革推進センターではコールセンターの充実強化を図っており、9月からフリーダイヤル（平日・土曜日 9:00～17:00 0120-77-0915）を導入するとともに、年末に向けて人員を増やす予定である。</p>